

新たな保育業務の総合的な見直し方針(案)2021年7月 抜粋

- 1 園舎が老朽化する公立保育園3園(くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園)については、将来にわたって安全安心かつ良質な保育の実施が困難であるため、当該園に通う児童の在園を卒園まで保障できるよう、毎年の募集において、0歳から順次、募集を止め、在園児童全員が卒園する年度をもって廃園することとする。
- 2 当該3園分に相当する保育定員の確保については、今後の待機児童の状況も十分踏まえながら、必要に応じて私立保育園(認可保育所)の整備又は定員拡充によって補う。
- 3 当該3園の段階的縮小時期については、保育ニーズや施設老朽化の状況等も鑑み、以下のとおりとする。
 - ア くりのみ保育園及びさくら保育園については、令和8年度末(令和9年3月31日)をもって段階的縮小を完了するものとする。
 - イ わかたけ保育園については、今後の社会情勢や、2園の段階的縮小の状況及び市内保育ニーズの状況等を踏まえつつ、今後決定することとする。
- 4 公立保育園が実施する保育サービスは、保育定員数を除き、原則として縮小しない。
- 5 職員体制及びサービス拡充については、当初のくりのみ保育園及びさくら保育園民営化後を基本とする。
- 6 段階的縮小期間の対応については、以下を基本とする。
 - ア 廃園するまでの間に対象2園の園児が転園する際、必要な配慮を行う。
 - イ 職員体制については、児童定員を踏まえつつ保育に支障がないよう配置する。
 - ウ 募集を止めていない月齢(クラス)が定員まで空きが生じている場合は、待機児童数及び市内保育定員の空き状況等を勘案しながら、募集の可否及び募集人数を決定する(特別支援保育枠も同様)。
- 7 サービスの拡充については、以下を基本とする。
 - ア 従前の2園民営化時のメニューを基本としつつ、「すこやか」も踏まえながら、今後検討の上、段階的に実施していく。
 - イ 可能な限り、廃園年度よりも前から試行含めて段階的に実施する。
- 8 その他必要な事項については、引き続き検討していくこととする。